神奈川県議会　令和３年本会議　第２回定例会　環境農政常任委員会

令和３年７月１日

渡辺(ひ)委員

私から何点か質問しますが、先行会派等で質疑が行われましたので、なるべく重複した内容は避けながら質問したいと思います。よろしくお願いします。

まずはじめに、最初の質問としては、県有緑地における災害防止対策について何点か伺いたいと思います。

報告事項の中に、鎌倉市の令和元年に起きた台風19号に対する見舞金の報告等がありました。これも県有緑地の災害対策に関連することだと思いますので、その辺りを踏まえ、質問したいと思います。

まず、私がすごく気になっているのは、環境農政常任委員会に来るのは久しぶりですが、県議会に対して、例えば鎌倉の緑地整備については、平成28年から特に防災対策のため、県単も含め、３年間集中してこのエリアを工事するということを報告されたと思います。その当時は今と同じように気候変動、台風被害、集中豪雨などがみられつつあった時期だった。そのときに鎌倉の県有緑地において、３年間集中工事をやるということで、良いことだなと認識していました。にもかかわらず、今回こういうことになってしまったということです。その辺りをまず確認したいのですが、平成28年から30年、集中的に鎌倉市において、県有緑地の整備を行ったと思いますが、どのようなことを行ったのでしょうか。

自然環境保全課長

まず、平成26年から28年にかけて集中的に行った防災対策ですが、住宅地に接する県有緑地を中心に約21キロメートルの辺縁部の危険木を調査し、その調査により判明した危険木を中心に古都緑地維持管理計画費を増額して集中的に伐採を行いました。

渡辺(ひ)委員

今の御答弁、私なりに理解すると、私は平成28年から30年までの集中事業だと認識していたのですが、その前に平成26年から28年にしっかり調査し、それを踏まえて３年間集中的に工事し、やった事業としては伐採事業を中心にやった、こういう御答弁でよろしいか確認します。

自然環境保全課長

そのとおりです。

渡辺(ひ)委員

そうすると、今の事業は実質的には６年間かけて事業を行ったということになります。どこが危険であり、伐採が必要なのか、その調査を３年間かけて行い、実際の事業はさらに３年間かけて行った。６年間かけて事業をやっておきながら、今回の台風第15号によって多くの被害が出てしまった。これはなぜなのでしょうか。客観的というか単純にそう思います。御答弁をお願いします。

自然環境保全課長

鎌倉の県有緑地については、できる限り樹林地を自然のまま残すことが古都保存法の趣旨にのっとった政策であり、公益であると考えています。その一方

で、緑地については自然公物であり、常に災害の危険性を内包していることから、住宅地近接の県有緑地の管理においては、できる限り災害を未然に防止するために、災害につながる可能性の高い危険木の予防的な伐採や急な斜面などにも対策工事を講じています。

しかし、今回の令和元年台風第15号、19号については、関東地方に上陸した台風としては過去最強クラスであったことなどもあり、このような大規模な災害につながってしまったと考えています。

渡辺(ひ)委員

今の御答弁では、半分しか私は理解できません。ただ、今の御答弁を聞いていると、やはり古都保存法があるから、その法律に基づいて、伐採や整備できる範囲などが、限定的になっていると理解しました。よって、今回被害が出た所まで伐採できず、対応できなかった。だから今回は被害が出てしまった。さらには、今までにない強力な台風が来たので被害が出た。このように受け止めました。

であれば、この報告書にある再発防止はどう行うのか。要は、応急措置は終わったということで先ほど御答弁がありました。そして、令和３年度からは恒久的な措置での工事を行っていると先ほど御答弁がありました。これは、過去６年やった対応でも被害が出たのに、今回は恒久的措置ということです。古都保存法の関係や、工事エリア、施工エリアを含め、本当に恒久的として対応することができるのか。さらには、今年度から行う恒久的工事は、いつ終了予定なのか併せて御答弁願います。

自然環境保全課長

今回の台風第15号、19号の被害を受け、本県においては神奈川県水防災戦略を立て、令和２年度から４年度の３年間で計画しています。まず、この３年間において本格的に恒久的な対策を進めていく予定です。

ただ、この緑地管理については、その後も引き続き管理していく必要があるので、この集中的にやる３年間に加え、その後も継続的に行っていく必要が残っていると考えています。

渡辺(ひ)委員

今、御答弁で、水防災戦略において、また令和２年から４年度までの３年間集中工事をするということでした。これは、これで理解しますが、もう１回確認したいのは、過去にやった平成28年から30年の整備工事と今回の水防災戦略に基づく３年間の集中工事、工事手法や工事エリアなどは違ってくるのか、そこを確認したいと思います。

緑政部長

少し繰り返しになるかもしれませんが、県有緑地の管理については、これまでは周囲者からこの木を切ってくれ、と依頼のあったものについて伐採を行っていました。その後、もう少し管理ができないかということで、平成24年に古都保存法緑地管理指針を定めました。そして、特に住宅に近い所はやはり危険度が高いということで、対策が必要であるという方針を定めました。その中で一番問題となるのが、危険木であり、平成26年から28年度に調査し、調査を先行しながら最終的には平成30年にかけて、伐採してきたということです。

恒久的な工事については、こちらもその基本方針を作成した際、全体を調査し、危険度の高いところをＡランクからＣランクまで分割して定めました。その中で、まだＡランクの場所がかなり残っており、そこをまず水防災の関係でやっていこうということです。その後、Ｃランク、もう少し時間をかけてよい所などを順次やっていこうという考えで今進めているところです。

渡辺(ひ)委員

いずれにしても、令和元年の台風で大きな被害が出ました。先ほどの先行会派の質問の中でも、認定されたものについては、保険が支払われるということでした。また、認定されなかったものは、ざっくり言うと県の瑕疵がなかったから保険が支払われなかったという御答弁がありました。逆に言うと、やはり県としての瑕疵がこれだけ多くあり、それが見舞金として支払われる。これは県として、重く受け止める必要があると思います。

同じことが繰り返されないよう、やはり今後の対応をしっかりと集中して行う。さらには、御答弁あったように、自然環境の保全ですから、継続的な取組も必要になってくると思います。その辺りもよろしくお願いしたいと思います。

併せて、今回被害に遭った方に、県の瑕疵により、御迷惑をおかけしたと思います。さらには、仮設工事であったため、この後は本工事が始まる。そうすると、本工事によってもさらに迷惑がかかる可能性があるわけです。中には隣接地でお店を経営しているころがある場合、そのような方々にさらなる迷惑がかからないよう、しっかり配慮した工法や工事時期など、その辺りは被害に遭った方々としっかり打合せ等しながら進めていっていただきたい。このことを要望させていただきたいと思います。

次の質問については、間伐材の搬出促進について質問したいと思います。

先ほど、水源環境保全税の５年計画の案については質疑がされましたので、その中でも間伐材の搬出について気になるところを質問したいと思います。

私からまず聞きたいのは、この事業、長くやってきたと思います。これまで、間伐材搬出の補助を続けてきたと思いますが、どのような実績になったのか、まず確認したいと思います。

森林再生課長

これまでの搬出実績ですが、平成 19 年度からの第１期５か年計画では、計画数量５万立方メートルに対し、実績が４万 6,224 立方メートル、平成 24 年度からの第２期５か年計画では、計画数量 10 万 7,500 立方メートルに対し、実績が８万 4,366 立方メートル、平成 29 年度からの第３期５か年計画では、計画数量 12 万立方メートルに対し、執行見込みですが 12 万 7,159 立方メートルとなっています。

なお、第２期計画は計画に対する実績が大幅に下回っておりますが、これは単年度ごとの計画数量を毎年段階的に増加させていたことや、平成 26 年の大雪で搬出ができなかったということがあり、計画達成ができませんでしたが、単年度ごとの実績は着実に増加しており、平成 28 年度に計画量を上回る実績を上げて以降はコンスタントに計画を上回る実績となっています。

渡辺(ひ)委員

搬出量は計画どおり、順調に押し並べて推移していると思います。ただ、私

は個人的に言わせていただくと、搬出量自体の計画のレベルが本当にこのレベルでいいのかという、そもそもの課題が実際はあるのではないかという気がしています。搬出量が徐々に増えているという、この事業成果を当局としてはどのように評価していますか。
森林再生課長
　搬出量が増加し、目標を達成したのは、本事業に加え、補助事業等による高性能林業機械の導入促進や作業道整備の促進、かながわ森林塾による林業従事者の技術力を向上させる取組が功を奏していると考えています。これらの取組により、水源環境保全・再生実行５か年計画が始まった平成 19 年度と令和元年度を比較すると、木材搬出に取り組む事業体は 12 者から 30 者へと増加し、県内事業者の高性能林業機械の保有台数は５台から 26 台へ、作業道の総延長は 32 キロメートルから 297 キロメートルへとそれぞれ大幅に増加しています。
　また、木材の生産性は、１人１日当たりの木材生産量で表しますが、平成 18 年度には 1.4 立方メートルだったものが令和元年度には 2.5 立方メートルにまで向上し、こうしたことから、民間主体による持続的、自立的な森林管理の基盤が整いつつあると評価しているところです。
渡辺(ひ)委員
　今、御答弁のほうで最後に自立的な基盤が整いつつあると、答弁されものですから、本当にそうなのかなと私は思っているところです。改めて、重複になるかもしれませんが、確認します。今後に向けての課題や、その課題解決に向けてどのように取り組んでいくのか、その御答弁を最後にお願いします。
森林再生課長
　先ほどもお答えしましたが、県内の木材生産性は着実に向上していますが、全国平均の生産性 4.55 立方メートルに比べますと、まだまだ低い状況です。したがって、今後も引き続き生産性向上に取り組むことが必要と考えています。
　今後ですが、間伐材の搬出に当たっては、水源環境に配慮し、土壌を荒らさない丁寧な搬出を実施していることから、全国水準まで向上させることはなかなか難しいと考えておりますが、より生産性の高い搬出の実現に向け、第４期５か年計画では、作業道と木材搬出機械を組み合わせた搬出作業の実地検証を継続して行い、本県に適した効率的な搬出方法を確立するとともに、その確立された方法を木材を搬出する事業者に普及していきます。また、最近では林業組合においてもＩＣＴなど新技術を活用した生産性向上等の取組が盛んになっており、本県においても、こうした新技術の普及に取り組んでいくこととしています。
渡辺(ひ)委員
　今言ったことがうまく回っていくのか、神奈川県の森林の特性として、なかなか効率的に広域でやれない部分があり、その辺りをどうやってクリアしていくのか大変だと思います。
　そこで１点確認したいのが、計画の第３期と第４期ですが、私が今質問している搬出促進の事業費について、３期は年間で換算すると約３億 1,000 万円ありました。それが４期の場合は、少し減額されて、年間で２億 8,200 万円になっています。この事業をやる上で、今の御答弁をやろうと思えば、本当は増額

して４期で仕上げていくという取組が必要だと思われますが、逆に減額している理由を確認します。
森林再生課長
　３期までの事業を通じ、木材の生産性が大分向上してきています。施策終了後に向けては、搬出の補助がこれまでどおり行うことができるか不明ですので、事業体のさらなる木材生産性向上の取組を促すためにも、補助単価の段階的な切下げを考えています。生産性向上のための先ほど御説明した取組に併せて、こうした補助単価の切下げを仕組んでいくことで、その２つの相乗効果で県内の事業者の生産性向上の取組を狙っていきたいと考えています。
渡辺(ひ)委員
　この４期の課題というのは、この４期 20 年で一応事業が完了するが、そうは言っても、この事業が終了した後も、やるべき事業をきちんと精査し、必要な補助や費用負担、これをよく検討しなければならないという御答弁がありました。
　そういう意味からすると、この民間事業者が自立していくことが大事ということですが、そのことと補助の単価を切り下げていく、このことの関連が少し理解しづらいので、補足してください。
　例えば、世界的にみれば木材価格は高騰しています。そういう意味からすると、要は木材バブルともいわれているぐらいなので、その補助率を切り下げても、成り立つという環境があるからなのか、もしくは間伐材の出てくる木材の質が、Ａランク、Ｂランク、Ｃランクとありますが、当初と比較し、ランクが変わってきて、補助率を下げてもできるようになってきたということなのか、その辺りをもう１回御答弁願います。
森林再生課長
　幾つかの要素はありますが、一番大きいものは、やはり県内の事業者の生産性が向上してきたということです。当初は、生産性が低く、搬出の経費が非常に高くつくという課題がありました。そのような状況ですと、木材価格のほうが安いので、そこを経費の支援する補助額についても相当の額を用意しないと木が出てこないということになります。しかし、１期、２期、３期の取組で事業者の生産性が上がってきましたので、それを切り下げても出てくると想定され、さらに、段階的に切り下げることで、さらなる事業体の生産性向上の取組を促すということをやっていきたいということです。
渡辺(ひ)委員
　そうは言いながらも、なかなか今は難しい取組だと思います。そういう意味では、しっかりこの４期の中で取組が双方うまくいって事業が進捗すること、そのことにしっかり取り組んでいただきたいと、要望したいと思います。
　時間の関係で次の質問にいきたいと思いますが、先ほど、プラごみの削減について各先行会派から様々な質問がありましたので、その中でも一部質疑として出ていましたが、特に海中のプラごみの削減対策に特化して何点か質問したいと思います。ここには松長委員もいますが、私も藤沢選出なので、この問題は非常にセンシティブに捉えている立場です。よろしくお願いします。
　今、川を通じて海に流れ込むプラごみは、全てが漂着するわけではなく、海

中に漂ったり沈んでしまったりしている。この実態は、県当局の皆様方は確認しているのかどうか。これを確認したいと思います。
資源循環推進課長
　平成22年度から国が海洋の漂着ごみ、海面に浮遊する漂流ごみ、また、海底に堆積するごみに関して、量や種類などの実態調査を行っています。その結果、海洋を漂流するごみの約半分はプラごみなどの人工物であり、また、海底に堆積したごみもプラごみの割合が多く、漁網やポリ袋、ペットボトルが主なものであったという、調査結果が出ています。
渡辺(ひ)委員
　それで我々気になるのは、質疑を聞いていると、発生源対策や、途中での様々な対策、クリーン運動、様々な運動をやっていくと聞いています。この海中のプラごみの被害については一部御答弁がありましたが、やはりマイクロプラスチック化され、それに対する生態系や我々人体に対する悪影響などを非常に気にすると思います。
　ところが、この海中のプラごみをどうするかという県の取組が今のところ見えてこない。確かに、先ほど答弁がありました県土整備局がやっているシービン、マイクロプラスチックが漂流したものをそこで除去する機械がありますが、これも本当に漂流したマイクロプラスチックだけの除去装置だと思います。また、それも片瀬漁港等に３台ついているだけというので、どこまで効果があるかまだ分からないという状況で、本当に海中に、埋まっているというか、とどまっているプラごみをどうやって除去するのか。何か良い方策というのは現状あるのでしょうか。
資源循環推進課長
　委員御指摘のとおり、海底、海中にあるごみの回収というのは非常に困難なものです。そこで、現在、国ではこういった海底漂流ごみ等の対策の一環として、回収したごみの処理を行う自治体等に補助金を出すことで、例えば、漁業の操業時に網にかかったプラごみを海洋投棄することなく、持ち帰り、なおかつ漁業者の負担なく、港に持ち帰って処理する、こういった取組を国としても推進しています。
渡辺(ひ)委員
　今の取組はよく分かります。国もこれは重たく考えており、要は行政がやるべきことを漁業者がやって、仕事で漁に出るついでに、漂流しているプラごみを回収した場合、補助金を出しているということだと思います。
　ただ、それはそれで分かります。国も含めてどんどんやってもらえばいい。では、本当に海底に埋蔵しているというか、要はとどまっている、こういうプラごみ対策は何かあるのでしょうか。
資源循環推進課長
　今、委員から御指摘のあったところについては、県として今海洋に堆積しているごみを回収するための対策などはありません。
渡辺(ひ)委員
　やはりそこが課題だと思います。プラごみゼロ宣言をしている神奈川県として、今取り残されており、解決策が見えていない海中のプラごみをどうやって

対策していくか。先ほど、ＩＧＥＳなどの研究機関も出ましたが、いろいろな知恵を頂きながら、どうやって解決していくのか。これは、１、２年でできる事業ではないかもしれません。毎年の海岸清掃と同じように継続的に少しずつやっていかないと解決しない問題かもしれません。

　または、膨大な費用がかかってしまう事業かもしれませんが、それを効率的にどうやったらできるのか、県として研究していかないと、プラごみゼロ宣言が首尾一貫しないと思います。そこだけは、ぜひお願いしたいと思います。

　そうは言いながらも、これは今後の課題として、何も今のところないということなので強く要望しておきますが、少なくともプラごみが内陸のどういった場所から出てきているのかといった実態調査については、少なくとも流れ込まないようにやっていくのか、その辺り少し教えてもらいたいと思います。

資源循環推進課長

　今、委員御指摘のとおり、内陸部からの流出防止対策を進める上で実態調査は非常に重要だと考えています。現在、県の環境科学センターでは内陸部における住宅地、工業地域、農地において、マイクロプラスチックを含む散乱ごみがどこから排出してきているか、こういった実態調査を進めています。地域ごとにどのような発生原因があるか、こういったものの調査を今進めていますので、引き続き実施していきたいと考えています。

渡辺(ひ)委員

　しっかりその辺りも分析をした上で効果的な対策を打ってほしいと思います。

　そして、今回の一般質問でも質問がありましたが、河川のプラごみについて、藤沢では一部除去を実施しています。しかし、ほかの川は一切やっていない。ただ、河川のプラごみの除去については、県の答弁だと河川で除去できるごみの７割が草から木であり、あまり効果がないというものでした。さらに、出水期になると稼働できないため、そういった課題があるという御答弁でした。

　逆に言うと、海に行くプラごみというのは、７割が草木かもしれないが、残りの中にプラごみが入っているわけです。そういうものの積み重ねがどんどん海に流れていく。そういう意味からすると、やはり河川でのプラごみの除去、今やっている方式がいいとは思えません。課題があれば、今やっている方式を何か別の方式に変えるということも考えなければならないと思います。今、県が取り組んでいる、市街地からのプラごみの排出対策、また、河川敷での対策、そういったものを併せて、下水道や河川などに流れ込んだ河川でのプラごみ対策、これも先ほど言った海中のプラごみと同じように、やはり研究していってほしいと思います。課題があるから駄目だというのではなく、課題解決のために、一生懸命考えるのが私は県の仕事だと思います。

　そういう首尾一貫した取組をぜひお願いしたいと要望し、私の質問を終わります。